

# 付記弁理士と企業訴訟

—— 弁護士の見地から ——

森 崎 博 之\*

**抄 録** 平成14年改正弁理士法により、付記弁理士制度が誕生した。弁理士は、能力担保研修を受け、特定侵害訴訟代理業務試験に合格することにより、付記弁理士となり、特定侵害訴訟において訴訟代理権を有するようになるが、45時間程度の能力担保研修は、到底、訴訟遂行能力を担保するものとはなりえない。経験を積むことにより、能力を高めることが必要である。なお、当面付記弁理士に単独代理権は認められないのであるが、全ての弁理士は補佐人として訴訟を担当できるのであるから、訴訟担当者として、付記弁理士を選ぶ必要は特に感じられない。企業が弁理士を選ぶ際には、付記弁理士という肩書きに惑わされることなく、技術的に見て能力のある弁理士を選ぶべきことに留意すべきである。なお、付記弁理士制度と直接関係のあることではないが、能力担保研修を受けることにより、審決取消訴訟における訴訟遂行能力も向上すれば、付記弁理士制度も訴訟の効率的遂行に意義ある制度となろう。

## 目 次

1. 付記弁理士制度とは
  1. 1 付記弁理士制度
  1. 2 特定侵害訴訟代理業務試験
2. 付記弁理士制度の将来像
  2. 1 立法趣旨
  2. 2 立法時の附帯決議
  2. 3 付記弁理士の将来の在り方
3. 弁護士から見てどのような点を付記弁理士に期待するか
  3. 1 従来の特許訴訟の担当者
  3. 2 付記弁理士と補佐人との差異
  3. 3 付記弁理士への期待
4. 付記弁理士と米国特許弁護士との相違
  4. 1 米国特許弁護士
  4. 2 アトニー・クライアント・プリビレッジ
5. 訴訟実務上の留意点
  5. 1 付記弁理士の訴訟遂行能力
  5. 2 特許出願代理人と訴訟代理人
6. 警告・ライセンス等の交渉時点での連携
7. おわりに

## 1. 付記弁理士制度とは

### 1. 1 付記弁理士制度

いわゆる付記弁理士制度は、平成14年4月17日に法律第25号として公布され、平成15年1月1日に施行された弁理士法の一部を改正する法律により導入された。

能力担保研修を修了し、特定侵害訴訟代理業務試験に合格した弁理士は、弁理士登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を受けることができるものとし（第27条の2、3）、付記を受けた弁理士は、特定侵害訴訟（第2条第5項）に関して、同一事件について弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、訴訟代理人となることを認めるものである（第6条の2）。なお、後掲のとおり、改正法第6条の2第3項は、裁判所が認めさえすれば、付記弁理士の単独出頭が認められるかのような規定の仕方をしている

\* 弁護士 Hiroyuki MORISAKI

が、特許庁作成の平成13年11月28日付「能力担保措置ワーキンググループ報告書」<sup>1)</sup>において、「弁護士が期日に出廷できない例外的かつ一時的な場合であって、以下のいずれかに該当する場合には弁理士が単独に出廷できることとする。」とされていることからすると、同条項の運用においては、弁理士の単独出廷は例外的かつ一時的な場合に限られるものと考えられる。

第2条第5項及び第6条の2の規定は以下のとおりである。

#### 第2条

5 この法律で「特定侵害訴訟」とは、特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟をいう。

第6条の2 弁理士は、第15条の2第1項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ、第27条の3第1項の規定によりその旨の付記を受けたときは、特定侵害訴訟に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる。

2 前項の規定により訴訟代理人となった弁理士が期日に出頭するときは、弁護士とともに出頭しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、弁理士は、裁判所が相当と認めるときは、単独に出頭することができる。

### 1. 2 特定侵害訴訟代理業務試験

特定侵害訴訟代理業務試験、及び、その受験資格を得るための研修の概要については、弁理士法施行規則の一部を改正する省令（平成14年12月19日経済産業省令第121号）において定めがなされた。

すなわち、試験は、民法、民事訴訟法その他の特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について行うものとされ（第10条の4）、

研修は、特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関すること、特定侵害訴訟の手続きに関すること、特定侵害訴訟における書面の作成に関すること、訴訟代理人としての倫理に関すること、及び、その他特定侵害訴訟に関し必要な事項について行うものとされ、研修の総時間数は、45時間以上と定められた（第10条の2）。

以上のような経緯をふまえ、平成15年5月から9月にかけて弁理士会が第1回の能力担保研修（総時間45時間）を主催し、850名の弁理士が受講した<sup>2)</sup>。かかる受講者を対象として行われた平成15年度特定侵害訴訟代理業務試験を804名が受験し、内553名が合格した<sup>3)</sup>。合格率は、68.8%であった。この高い合格率に関して、平成16年4月28日に開催された第159回国会の衆議院経済産業委員会において、委員から特許庁長官に対して、弁護士との共同受任であることを前提にそのような高い合格率となっているのかとの質問がなされたが、特許庁長官はそれを肯定する回答をしている<sup>4)</sup>。なお、平成16年度の合格者数は613名であった<sup>5)</sup>。

## 2. 付記弁理士制度の将来像

### 2. 1 立法趣旨

同改正法の制定目的を立法時の資料から見ると、「近年の技術革新の進展及び経済社会の情報化等に伴い、急増している知的財産関連侵害訴訟の迅速かつ効率的な処理を図るため、特許権等の侵害訴訟に関し、一定の要件を満たす弁理士に訴訟代理権を認めようとするものである（参議院）<sup>6)</sup>、「本案は、近年の技術革新の進展及び経済社会の情報化等に伴い、知的財産関連の侵害訴訟の件数が急増している情勢にかんがみ、裁判所における訴訟処理の迅速化を図るため、一定の要件を満たす弁理士に訴訟代理権を認めるための所要の措置を講ずるものである（衆議院）<sup>7)</sup>とされていることからすると、能

※本文の複製,転載,改変,再配布を禁止します。

力担保措置さえ確保されれば、付記弁理士の単独代理を認めることが立法目的には沿うものと思われる。

## 2. 2 立法時の附帯決議

同改正法の議決に際しては、参議院、衆議院とも附帯決議がなされている<sup>8), 9)</sup>。参議院と衆議院の附帯決議の内容は若干異なるが、特筆すべきは、衆議院においては、将来的な付記弁理士の単独出廷、さらには、単独受任の可能性についてまで、言及されていることである。

## 2. 3 付記弁理士の将来の在り方

付記弁理士の将来の在り方について、知的財産基本法（平成14年12月4日法律第122号）第23条に基づき策定され、平成16年5月27日に知的財産戦略本部から公表された「知的財産推進計画2004」<sup>10)</sup>においては、

iii) 現行制度下の特定侵害訴訟代理人としてのいわゆる付記弁理士については、2003年度から特定侵害訴訟代理業務試験に合格した付記弁理士が誕生し始めている。新たな制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況などの実情も踏まえ、特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2004年度以降検討を行う。（司法制度改革推進本部、法務省、経済産業省）等とされている。なお、平成15年7月8日に知的財産戦略本部から公表された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」<sup>11)</sup>においても、同様の記載がなされていた。

このように、将来的には付記弁理士の単独代理が予定されているが、このような動きに対して、日本弁護士連合会は、2004年8月20日付「『知的財産推進計画2004』実現に向けての日本弁護士連合会の取組みと提言」<sup>12)</sup>において、「付記弁理士制度は、誕生したばかりで、その実情把握が未だなされていない上、そもそも能力担

保研修の水準は、弁護士との共同受任を前提とした能力担保として制度設計されているものであり、単独受任の能力まで担保しているものではないのである。」とした上で、「当連合会は、これまで数度にわたり指摘しているように、特定侵害訴訟における弁理士による単独受任には反対である。」との意見を表明している。

## 3. 弁護士から見てどのような点を付記弁理士に期待するか

### 3. 1 従来の特許訴訟の担当者

従来から特許訴訟は、訴訟の専門家である弁護士が訴訟代理人として、技術の専門家である弁理士が補佐人として、共同して受任することが多かった。民事訴訟法第54条により、「法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。」と定められており、弁理士に裁判上の行為をすることを認める法令はなかったからであり、また、弁理士には「裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすること」が認められているからである（弁理士法第5条第1項）。

### 3. 2 付記弁理士と補佐人との差異

弁理士法第6条の2第2項に「前項の規定により訴訟代理人となった弁理士が期日に出頭するときは、弁護士とともに出頭しなければならない。」と定められていることから明らかとなり、付記弁理士が単独で出廷できないことは、「当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる」補佐人（同法第5条第1項）と何ら変わりがない。

なお、同法第6条の2第3項の「前項の規定にかかわらず、弁理士は裁判所が相当と認めるときは、単独で出頭することができる。」という規定は、弁護士が期日に出廷できない例外的

かつ一時的な場合に用いられるべきことは、前述のとおりであるが、同条項の文言のみからの解釈、及び、前述した議論からすると、将来的には、付記弁理士の単独出廷も認められるようになるであろうことは当然に予想される。

しかしながら、いずれにしても、現段階においては、付記弁理士の担う役割は、補佐人と何ら変わらないものであるから、残念ながら、当初は弁護士から付記弁理士に期待するものといわれても特には見あたらない。

弁護士の立場からすれば、協働する弁理士が、補佐人であろうが、付記弁理士であろうが、全く変わらない。肩書き如何で弁護士と弁理士の役割分担が変わってくるとは思われない。付記弁理士になったからといって、弁護士と協働している弁理士が積極的に、訴訟手続きを行うようになるとは考えられないし、弁護士より訴訟経験の少ない弁理士が行うのが望ましいとも思われない。尤も訴訟経験の乏しい弁護士と補佐人としての訴訟経験が豊富な付記弁理士が訴訟チームを組む場合は異なるかもしれないが、そもそも、そのような訴訟チームは依頼者の望むものではないであろう。

また、弁護士と弁理士が共に所属する事務所においては、弁理士が付記弁理士であろうが、補佐人であろうが、弁護士及び弁理士のそれぞれが果たす役割には全く変わりがない。訴訟チームに属する弁理士が、補佐人であっても主張書面のうち、弁理士がファーストドラフトをすることが効率的な部分については、弁理士が行うし、それが付記弁理士であっても、全体的な骨組みの作成や、法律的思考が必要な部分は弁護士が行うからである。

したがって、弁理士を有する事務所に属する弁護士が、訴訟を一緒に担当する弁理士を選ぶ場合、その弁理士が付記弁理士であるか否かは全く考慮しない。同じ技術分野を専門とする付記弁理士と、そうでない弁理士がいる場合に、

考慮するのは、付記弁理士であるか否かではなく、どちらが弁理士として優れているか、換言すれば、どちらがより当該技術分野に精通しているかである。また、これは、他の事務所の弁理士を依頼する場合であっても同様であろう。弁護士が特許訴訟に慣れていればいるほどこのような傾向になると思われる。このように、弁護士が特許訴訟において協働する弁理士を選ぶ場合には、その弁理士が付記弁理士であるか否かは全く関係がない。この点は、企業が弁護士及び弁理士を選ぶ場合も同様の判断の仕方になるのではないかと思われる。

### 3.3 付記弁理士への期待

上記のとおり、付記弁理士であること自体による補佐人に対する優位性は全く感じられない。しかしながら、訴訟チームの一員としての弁理士が訴訟法等訴訟手続きについての理解を深めることが、望ましいことであることは当然である。その意味で、能力担保研修を受けるといことの意味はあるものと思われる。また、45時間程度の能力担保研修で、どの程度必要な知識が身につくかは疑問であり、この点は、受講済みの弁理士が最もよく実感しているところであると思われるが、少なくとも、研修の受講により、訴訟について知らないことが多いことを認識し、必要な勉強をする端緒になることは期待できる。それにより、訴訟法や要件事実を意識した書面の作成も可能になるであろう。いずれにしても、付記弁理士が将来的に単独代理となり、実際に主導的に訴訟を遂行することができるようになるためには、問題意識を有しつつ、主体的に訴訟に関与する経験を積んでいくしかないであろう。

従来から、肩書きは補佐人であっても、弁理士が主体となり、弁護士が補佐的な役割を担っている訴訟チームも存在しているようであるが、残念ながら弁理士が作成したであろう書面

※本文の複製,転載,改変,再配布を禁止します。

は容易にそれと判別できるものであった。争点を意識せず、自ら主張したい点の議論に終始することも多く、そのような訴訟チームが依頼者の利益に資さないことは言うまでもない。これが、能力担保研修を受けることにより、改善されるのであれば、付記弁理士を認めた意義はあるのかも知れない。しかし、この点は、付記弁理士になったということによるというよりも、「訴訟代理人」という肩書きに応じた努力が為されることによるものなのかも知れない。いずれにしても、付記弁理士となったことにより、訴訟遂行能力が身に付くのであれば、相手方当事者にとっても、喜ばしいことである。

なお、弁理士法第6条により、従来から、審決取消訴訟においては、弁理士は裁判所において訴訟代理人となることができ、弁理士のみが訴訟代理人になることも多かったのであるが、審決取消訴訟は、訴訟であるにもかかわらず、弁理士が訴訟代理人になるにあたり、十分な能力担保措置がとられていなかった。したがって、技術内容に関する主張については優れた主張をしているはずであるとは思われるものの、裁判上主張すべき内容や主張方法の選択等については能力に欠ける者がいたことは否めない。これは、付記弁理士とは直接関係のないことではあるが、かかる弁理士法第6条に基づく訴訟代理の場合にも、能力担保研修の成果が生かされれば、審決取消訴訟もより効率的に行われることになるであろう。かかる点において、付記弁理士に期待するところはある。

## 4. 付記弁理士と米国特許弁護士との相違

### 4. 1 米国特許弁護士

付記弁理士と米国特許弁護士（パテントアトニー）との最大の差は、米国特許弁護士は、弁護士であるという点である。すなわち、米国

特許弁護士とは、各州の弁護士資格及び米国特許商標庁に対しての手続きを行うための資格であるパテントエージェントの資格を兼有している者である。このように、米国特許弁護士は弁護士であるから、弁護士としての全ての訴訟活動ができる。この点、特定侵害訴訟についての代理権及び審決取消訴訟での代理権のみを有する付記弁理士とは、制度的には、根本的に異なる。

しかしながら、米国においては、弁護士の業務の専門化が進んでおり、特に特許のような専門的知識を必要とする分野においては、他の分野の仕事をも取扱う弁護士はきわめて稀である。

したがって、仮に、将来、付記弁理士が弁護士との共同代理または同席なしに、単独で特定侵害訴訟の代理をできるようになれば、それは、事実上、米国の特許弁護士に近いものということではあるものと思われる。なお、余談ではあるが、米国においても、パテントアトニーのみで特許訴訟の訴訟チームを構成しているとは限らず、出訴する裁判所の訴訟手続きに詳しい弁護士がチームに加わることも多いというのも事実である。

### 4. 2 アトニー・クライアント・プリビレッジ

米国法において認められているアトニー・クライアント・プリビレッジは、日本の弁護士を一当事者とするコミュニケーションには認められているものの、これまで、日本の弁理士と非アトニーとの間のコミュニケーションには認められていない。

この点、前記「知的財産推進計画2004」<sup>10)</sup>においては、vi)「米国における守秘特権 (attorney-client privilege) と日本の弁理士の業務との関係につき、日本弁理士会の協力を得つつ調査を行い、関係法令による対応の可能性を含め、今後の方策につき2004年以降検討を行う。」と

されているので、少なくとも、付記弁理士が代理する訴訟に関するコミュニケーションについては、アトニー・クライアント・プリビレッジが認められるようになるかもしれない。しかし、あくまでも米国法の問題であり、解釈がどうなるかは予想がつかないところであるから、それが確実になるまでは、必要とあらばクライアントとのコミュニケーションは、弁護士を介して行う等の注意を要するところである。

## 5. 訴訟実務上の留意点

### 5.1 付記弁理士の訴訟遂行能力

繰り返しになるが、単に付記弁理士となることによって、弁護士と同等の訴訟遂行能力が生じるわけではない。能力自体について言えば、補佐人であったときの能力に、能力担保研修による知識が増えているだけである。したがって、付記弁理士という肩書きを過信することは禁物である。企業としては、あくまでも、その付記弁理士が、付記という肩書きをはずした弁理士としても、当該訴訟の遂行を委ねるのに適切な者であるか否かを基準として選定すべきである。

### 5.2 特許出願代理人と訴訟代理人

弁理士が訴訟代理人となれることの企業にとっての最大のメリットは、特許出願を担当し、当該発明について最も理解している弁理士が訴状を作成し、訴訟を担当できるということにあると思われるが、果たしてこれが本当に企業にとってのメリットとなるのかは疑問である。すなわち、特許出願を担当した弁理士がバックグラウンドも含めた当該発明全体を最も理解しているはずであることは疑いのないところであるが、それと、当該特許の構成要件の理解・解釈及び第三者の製品・行為が当該特許の構成要件を全て満たし、侵害しているか否かの判断をするのに最適な者であるか、とは別問題であると

いうことである。特許請求の範囲の解釈及び構成要件該当性の判断は、成立した特許の特許請求の範囲及び明細書の記載から、客観的に判断されなければならないことは当然である。しかし、特許出願代理人である弁理士は、出願に至る、または、特許に至る背景を知りすぎているため、明細書の記載から客観的な判断をすることはむしろ難しいのではないかと思われる。記載内容についての思い込みや、記載内容を膨らませて解釈しがちになることが容易に想定されるのである。これは、侵害訴訟を提起する特許権者にとっては致命的な失敗となる。すなわち、明細書の記載から客観的に見れば、明らかに非侵害であるにもかかわらず、出願代理人である弁理士の思い込み、または、依頼者に対して、第三者の製品・行為が自分の書いた明細書の範囲には含まれないとは言えずに、明らかに勝ち目のない訴訟を提起してしまうことが生じ得ると考えられる。

このように、出願代理人である弁理士が訴訟の主導的役割を担うことは望ましくない場合が多いと考えるものであるが、出願代理人である弁理士が付記弁理士の場合、企業は、他の付記弁理士に訴訟を依頼すること、または、他の付記弁理士と協働してくれと頼むことは心情的には難しくなるのではないであろうか。逆に、訴訟を依頼するのが、弁護士であれば、その弁護士との協働を頼むのは企業にとっては何の抵抗もないであろう。

弁護士の立場からすると、出願代理人であった弁理士との訴訟等での協働は難しいと感じることが多い。すなわち、明細書を客観的に解釈すると、出願代理人が主張するようなことは、どこにも記載されていない、ということもままあり、出願代理人や、出願代理人の侵害鑑定を信じている特許権者に、構成要件非該当性や、出願代理人の解釈は裁判所では通用しないことを理解してもらうのに労力を費やすことも多い

※本文の複製,転載,改変,再配布を禁止します。

のである。

尤も、この点は、従来であっても、特許権者である企業は、弁護士に依頼する際には、すでに、出願代理人である弁理士の侵害鑑定を基に、同人を補佐人として訴訟を提起することを決めてしまっているということもあったのであるから、それが付記弁理士に代わるだけで、従来と何の変わりもないとも言える。

## 6. 警告・ライセンス等の交渉時点での連携

付記弁理士に限られるものではないが、平成12年4月26日公布、平成13年1月6日施行の弁理士法（法律第49号）において、同法第54条第2項第3号として、「弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物をいう。）に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。」と規定された。これにより、従来、弁護士法違反が疑われていた弁理士による侵害警告や侵害警告に対する応答が合法化された（弁理士法第72条<sup>13)</sup> 参照）。

この改正により、弁理士のみを代理人としての侵害警告書や、侵害警告書への応答をすることが増えてきていると思われる。

しかしながら、そこで気をつけなければならないのは、侵害警告書やその応答文書は、訴訟への影響が大きいということである。すなわち、これらの文書を作成する際には、当然に訴訟を念頭においておく必要がある。訴訟に影響を与えるような余事記載は避けなければならない

し、訴訟戦略確定前に送付すべきでもない。したがって、これら文書の作成は、訴訟までは望んでいなかったとしても、仮に訴訟になった際には、その遂行を担当するであろう者が作成するか、少なくともその者のチェックを受けた上で送付することが望ましい。

その際、付記弁理士が適任であるか否かは、実際の訴訟遂行を考えた際、真の遂行者になるのは、付記弁理士であるのか、弁護士であるのかを考えて、選ぶべきであろう。

なお、実際には、侵害警告書を送付する際には、訴訟までは念頭においておらず、交渉で侵害を止めさせる、または、ライセンスを獲得目標とするということも多々ある。

かような場合、侵害分析をするのは、弁護士より特定の技術に長けた弁理士が行う方が適任であるという場合もある。かような場合に、更に、弁護士を選任して、警告書の作成を依頼するのがよいか、当該弁理士にそのまま作成を依頼するのがよいかは考えどころである。費用的には、そのまま侵害分析をした弁理士に依頼した方が安く済むことが多いであろう。しかし、警告する際には、セカンドオピニオンをとることも多いので、そうであれば、セカンドオピニオンも兼ねて、弁護士等訴訟担当者になるべき者に警告書の作成は依頼した方が良いように思われる。

## 7. おわりに

将来的には、付記弁理士は単独代理権を有するようになる、もしくは、付記弁理士の中で一定の要件を満たした者は単独代理権を有することになるのであろう。しかしながら、仮に弁理士に単独代理権を与えてとしても、安易に単独代理権を与えるべきではなく、本当に一人で訴訟遂行する能力を有するもののみ単独代理権を与えることができる制度が構築されなければならない。

## ※本文の複製,転載,改変,再配布を禁止します。

企業としては、付記弁理士という肩書きに惑わされることなく、真に当該分野において能力のある弁理士を選択する目を養うことが肝要である。訴訟を担当する弁理士に最も大切なのは、技術的裏打ちである。そして、付記弁理士に訴訟遂行能力があるかと言えば、付記弁理士であるという一事のみでは、ないと言わざるを得ない。要は、補佐人、付記弁理士の肩書き如何を問わず、実際に主体的地位において積極的に訴訟を担当してきた者であるか否かという問題である。弁護士であっても、研修所を出たばかりの新人弁護士の訴訟遂行能力が乏しいのと同様である。付記弁理士自身も、その肩書き自体が大事なのではなく、経験により訴訟遂行能力を習得していくことが大事であることを認識して精進する必要があるものと考えらる。

### 注 記

- 1) 能力担保措置ワーキンググループ報告書 2. 能力担保措置の前提条件及び基本的考え方、2-(2) 弁理士の訴訟代理人としての出廷形態  
<http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/kenkyukai/pdf/wg-all.pdf>
- 2) 特許行政年次報告書2003年版 第4部知的財産立国の実現に向けた特許庁の取組 第4章知的財産に関する意識啓発 2. 知的財産専門人材の育成 (2) 2002年改正弁理士法の施行状況  
[http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenjinennpou2003\\_pdf/honbun/4-4-2.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenjinennpou2003_pdf/honbun/4-4-2.pdf)
- 3) 平成15年度特定侵害訴訟代理業務試験統計  
[http://www.jpo.go.jp/torikumi/benrishi/benrishi2/pdf/h15\\_sosyo\\_siken\\_keka/toukei.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/benrishi/benrishi2/pdf/h15_sosyo_siken_keka/toukei.pdf)
- 4) 衆議院会議録情報 第159回国会 経済産業委員会 第13号  
[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009815920040428013.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009815920040428013.htm)
- 5) 平成16年度特定侵害訴訟代理業務試験合格発表  
[http://www.jpo.go.jp/torikumi/benrishi/benrishi2/h16\\_shingai\\_goukaku\\_menu.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/benrishi/benrishi2/h16_shingai_goukaku_menu.htm)
- 6) 経済産業委員会 (1) 審議概観 弁理士法の一部を改正する法律 (閣法第31号) (先議), 【要旨】 柱書  
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/ayumi/zenkai/154/1544109.htm>

ai/154/1544109.htm

- 7) 第154回国会 [3] 弁理士法の一部を改正する法律案 (内閣提出第31号) (参議院送付), 柱書  
[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_annnai.nsf/html/statics/ugoki/h14ugoki/keiz/f154keiz.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_annnai.nsf/html/statics/ugoki/h14ugoki/keiz/f154keiz.htm)
- 8) 経済産業委員会 (1) 審議概観 弁理士法の一部を改正する法律 (閣法第31号) (先議), 【付帯決議】  
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
  - 1 我が国産業の国際競争力の強化及び経済活性化の観点から、知的財産の重要性が高まっていることにかんがみ、広汎かつ多様な分野にまたがる知的財産権にかかわる弁護士、弁理士等の各種専門サービス業においては、利用者の利便性に配慮して、柔軟かつ円滑に対応できるような制度を検討すること。
  - 2 弁理士の侵害訴訟代理権付与の条件となる研修・試験については、訴訟実務に即した信頼性の高い能力担保措置となり得るようにするとともに、地域の弁理士が受講しやすくなるための環境整備に努めること。
  - 3 特許権等の侵害訴訟の迅速かつ効率的な処理を図るという本法改正の趣旨に沿って、弁理士と弁護士とが専門的知見を相互に活用し、連携して訴訟に対応できるよう、制度の運用に十分配慮すること。
  - 4 今後の弁理士制度の在り方については、多様化、複雑化及び総合化する知的財産権をめぐる内外の動向及び利用者からの要請等を踏まえて、訴訟受任の在り方や訴訟代理業務の範囲などについて引き続き検討すること。  
また、知的財産権紛争が近時急速に国際化している動向を踏まえ、弁理士の訴訟代理権が国際的な整合性を確保できるよう、更に検討を深めること。  
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/ayumi/zenkai/154/1544109.htm>
- 9) 第154回国会 [3] 弁理士法の一部を改正する法律案 (内閣提出第31号) (参議院送付), 附帯決議 (14.4.10)  
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
  - 一 弁理士に対する訴訟代理権付与に伴う研修及び試験のあり方については、研修の修了基準や試験の細目等について、その実施状況に

※本文の複製,転載,改変,再配布を禁止します。

かんがみ不断に見直しを行うとともに、その実施について、弁理士の更なる地域偏在を助長することのないよう配慮すること。

二 弁理士の先端技術分野に係るバックグラウンドを充実し、国際的な業務展開能力を涵養するため、弁理士の業務研修のあり方等、弁理士の専門性向上に係る必要な施策について検討を進め、弁理士の資質の向上を図ること。

三 弁理士の知的財産関連訴訟への関与のあり方については、特定侵害訴訟における弁理士の単独出廷について、弁護士との共同出廷の原則を踏まえつつ、その柔軟な運用に配慮がなされることを期待するとともに、利用者のニーズを十分に踏まえ、将来的に弁理士の専門的知見の訴訟審理へのよりの確な反映がなされるよう、弁理士の単独受任と弁護士法との関係等を含めて、広範な論議を進めること。

四 近年、知的財産権紛争が急速に国際化している状況にかんがみ、弁理士の訴訟代理権が国際的な整合性を確保できるよう更に検討を進めるとともに、国際的に通用する知的財産専門の人材の育成に努めること。

[http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_annnai.nsf/html/statics/ugoki/h14ugoki/keiz/fl154keiz.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_annnai.nsf/html/statics/ugoki/h14ugoki/keiz/fl154keiz.htm)

- 10) 知的財産推進計画2004 第5章 人材の育成と国民意識の向上 1. 知的財産関連人材の養成と知的財産教育・研究・研修を推進する (1) 専門人材を育成する ① 弁護士・弁理士の大幅な増員と資質の向上を図り、知的財産に強く国際

競争力のある弁護士・弁理士を充実する (97頁)  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/040527f.pdf>

- 11) 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画 第5章 人材の育成と国民意識の向上 1. 知的財産関連人材の養成と知的財産教育・研究・研修を推進する (1) 専門人材を育成する ① 弁護士・弁理士の大幅な増員と資質の向上を図り、知的財産に強く国際競争力のある弁護士・弁理士を充実する (62頁)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/030708f.pdf>

- 12) 「知的財産推進計画2004」実現に向けての日本弁護士連合会の取組みと提言 第5 計画実施に際しての各論的要望 4. 「第5章人材の育成と国民意識の向上」について

<http://www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/siryou/kanc161027i.pdf>

- 13) 弁護士法第72条

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(原稿受領日 2005年1月7日)